

人事委員会年報

平成26年度

兵庫県人事委員会

目 次

組 織 及 び 運 営	1
1 人 事 委 員 会	1
(1) 人 事 委 員 会 の 設 置	1
(2) 人 事 委 員 会 の 権 限	1
(3) 人 事 委 員 会 の 構 成	1
(4) 人 事 委 員 会 の 運 営	2
(5) 規 則、告 示 の 制 定、改 廃 の 状 況	10
(6) 条 例・規 則 の 制 定 に 伴 う 意 見 等	12
2 事 務 局	13
(1) 組 織	13
(2) 職 員 の 定 数・現 員	13
(3) 分 掌 事 務	14
事 業 の 概 要	15
1 職 員 の 任 用	15
(1) 任 用 制 度 の 概 説	15
(2) 職 員 の 採 用	15
(3) 職 員 の 昇 任	23
(4) 広 報 等 の 取 り 組 み	24
2 職 員 の 給 与	25
(1) 職 員 給 与 実 態 調 査	25
(2) 民 間 給 与 実 態 調 査	26
(3) 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告	28
平 成 26 年 職 員 の 給 与 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 の 概 要 に つ い て	29
3 職 員 の 利 益 保 護	32
(1) 勤 務 条 件 に 関 す る 措 置 要 求	32
(2) 不 利 益 処 分 に 関 す る 不 服 申 立 て	32
(3) 分 限 処 分 及 び 懲 戒 処 分 の 状 況	33
4 職 員 団 体	35
(1) 職 員 団 体 の 登 録	35
(2) 管 理 職 員 等 の 範 囲	36
5 労 働 基 準 監 督 機 関 の 職 権 行 使	39
(1) 労 働 基 準 監 督 機 関 の 職 権 行 使 の 枠 組 み	39
(2) 労 働 基 準 法 等 に 基 づ く 職 権 行 使	40

組 織 及 び 運 営

1 人 事 委 員 会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前の各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は下表のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任 期	摘 要
委員長	伊藤 聡	常 勤	26.4.1 ~ 26.6.30 26.7.1 ~ 30.6.30	
委員	竹本 昌弘	非 常 勤	21.10.13 ~ 25.10.12 25.10.13 ~ 29.10.12	委員長職務代理者
委員	竹田 祐一	非 常 勤	23.10.12 ~ 27.10.11	

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）

人事委員会の平成26年度の会議開催回数は27回で、付議した議案等の件数は、議案118件、協議事項6件、報告事項48件、計172件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
1484	26.4.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長職務代理者指定の件 2 議事録の承認を求める件 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件 - 5 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 人事委員会決裁規則の一部を改正する訓令制定の件 - 6 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 - 7 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程制定の件 - 8 平成26年度兵庫県職員採用試験等実施日程決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年度における採用説明会の実施状況について 2 平成26年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の実施について 3 任命権者が行った処分について
1485	26.4.22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 平成26年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 4 平成26年職員給与実態調査要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年度兵庫県職員採用試験等の実施結果について 2 任命権者が行った処分について
1486	26.5.8	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度兵庫県職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 3 平成26年度兵庫県職員上級採用試験実施要綱決定の件 4 平成26年度獣医師採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学等での採用説明会（上期）の実施予定について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1487	26.5.20	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 〔報告事項〕 1 平成26年度第1回兵庫県警察官採用選考試験(第1次試験:教養・論文試験)の実施状況について
1488	26.5.28	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度第1回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件
1489	26.6.12	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員に関する条例の制定に伴う意見の件 - (1) 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例 (2) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例 3 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件 4 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 〔報告事項〕 1 平成26年度兵庫県職員上級採用試験等の申込状況について 2 大学等での採用説明会(上期)の実施結果について 3 任命権者が行った処分について
1490	26.6.23	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての受理及び審査長の指名の件 3 平成26年度兵庫県職員中級・初級採用試験実施要綱決定の件 4 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 5 委員長選挙の件 6 委員長職務代理者指定の件 〔報告事項〕 1 平成26年度兵庫県職員中級・初級ガイダンスの実施について 2 平成26年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験の受験状況について 3 平成26年度兵庫県職員(看護師等)採用候補者選考試験の第1回目実施結果等について 4 「給与制度の総合的見直し」に関する要請について

回数	開催年月日	議 案 等
1491	26.7.8	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 平成26年度兵庫県職員上級採用試験第1次試験合格者決定の件 4 平成26年度獣医師採用選考試験合格者決定の件 5 学芸員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について
1492	26.7.24	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 昇任選考の件 4 平成26年度第1回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 5 平成26年度第1回兵庫県職員採用選考試験（物理技師等）合格者決定の件 6 学芸員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年職種別民間給与実態調査実施状況について 2 2014年度兵庫県人事委員会勧告に向けた申し入れについて 3 任命権者が行った処分について
1493	26.8.27	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 平成26年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験実施要綱決定の件 4 不服申立ての書面審理の終了の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度第1回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果について 2 平成26年度兵庫県職員中級・初級ガイダンスの開催結果について 3 平成26年人事院勧告について 4 任命権者が行った処分について
1494	26.9.1	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 昇任選考の件 4 平成26年度兵庫県職員上級採用試験最終合格者決定の件 5 平成26年度第1回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 6 学芸員（陶芸）採用選考試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第3回実施等について

回数	開催年月日	議 案 等
1495	26.9.18	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての裁決の件 3 採用選考の件 4 平成26年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 5 退職警察官の再採用に係る選考試験実施要綱決定の件 6 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定に基づく人事委員会の業務の状況の報告の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度兵庫県職員中級・初級採用試験の申込状況について 2 平成26年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第2回目実施結果について 3 平成26年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果について 4 任命権者が行った処分について
1496	26.10.7	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 昇任選考の件 - <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年人事委員会勧告・報告の取扱いについて <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度兵庫県職員中級・初級採用試験第1次試験の受験状況について 2 任命権者が行った処分について
1497	26.10.16	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度兵庫県職員中級・初級採用試験第1次試験合格者決定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年人事委員会勧告・報告の取扱いについて 2 平成25年（措）第2号事案の件について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年度職員勤務実態調査（実地調査）結果概要について 2 平成26年度兵庫県職員ガイダンスの開催について
1498	26.10.24	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の件
1499	26.11.5	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 措置要求（平成25年（措）第2号事案）の判定及び勧告の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の申込状況について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1500	26 . 11 . 12	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験第1次試験合格者決定の件 3 平成26年度兵庫県職員中級・初級採用試験最終合格者決定の件 〔協議事項〕 1 職員採用試験の見直しについて 〔報告事項〕 1 平成26年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の第3回目実施結果等について 2 平成26年都道府県人事委員会勧告等の状況について
1501	26 . 11 . 25	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験実施要綱決定の件
1502	26 . 12 . 4	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての書面審理の終了の件 3 平成26年度身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験合格者決定の件 4 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 5 平成26年度職員勤務実態調査に係る基本方針決定の件 〔報告事項〕 1 平成26年度兵庫県職員ガイダンスの開催結果について 2 任命権者が行った処分について
1503	26 . 12 . 19	〔議 案〕 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 - 3 採用選考の件 4 平成26年度技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験最終合格者決定の件 〔報告事項〕 1 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1504	27.1.15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則制定の件 - 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 - 4 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件 - 5 平成26年度第2回兵庫県職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験第1次試験の受験状況について 2 任命権者が行った処分について
1505	27.1.22	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験第1次試験合格者決定の件 3 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度第2回兵庫県警察官採用選考試験の実施結果について
1506	27.2.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 平成26年度兵庫県職員上級（経験者）採用試験最終合格者決定の件 3 退職警察官の再採用に係る選考試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度兵庫県職員（看護師等）採用候補者選考試験の結果について 2 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1507	27.2.19	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 採用選考の件 3 平成26年度第2回兵庫県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 4 平成26年度第2回兵庫県職員採用選考試験(作業療法士)合格者決定の件 5 児童自立支援専門員の採用選考試験実施要綱決定の件 6 職員に関する条例の制定に伴う意見の件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (2) 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (3) 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例 (4) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 (5) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 <p>〔協議事項1〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年(不)第2号事案の件について
1508	27.3.2	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 不服申立ての裁決の件 3 採用選考の件 4 昇任選考の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様で意欲ある人材を確保するための職員採用試験の見直し <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度兵庫県警察官採用試験について 2 任命権者が行った処分について
1509	27.3.10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 <ul style="list-style-type: none"> - 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定について同意の件 - 3 平成26年度第2回兵庫県職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 児童自立支援専門員採用選考試験合格者決定の件 5 職員採用試験の見直しの件 6 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則制定の件 7 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 8 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則制定の件 9 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則制定の件 10 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教員職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について

回数	開催年月日	議 案 等
1510	27.3.19	<p>〔 議 案 〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 - 採用選考の件 - 3 事務局職員の任免の件 4 採用選考の件 5 昇任選考の件 6 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 7 職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則制定の件 8 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定についての同意の件 <p>〔 報告事項 〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分について

(5) 規則、告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成26年度中に制定し、又は改廃した規則、告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成26年) 第4号	26. 6. 30	職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則等の一部を改正する規則	職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第5号	26. 12. 15	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正をしたもの
第6号	26. 12. 26	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
(平成27年) 第1号	27. 1. 30	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備をしたもの
第2号	27. 3. 13	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正をしたもの
第3号	27. 3. 13	営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの
第4号	27. 3. 13	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	警察職1級の職への採用を選考から競争試験に改めるとともに、公募によらない選考採用が実施できることを明確にするため、所用の整備をしたもの
第5号	27. 3. 19	職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うもの
第6号	27. 3. 31	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員採用試験における試験区分の見直し及び経験者採用の初任給基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの
第7号	27. 3. 31	職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則	職員の子育て支援に関する条例の一部を改正により、在宅勤務の制度が導入されたことに伴い所要の整備をおこなうもの
第8号	27. 3. 31	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うもの

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成26年) 第2号	26.12.26	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの
(平成27年) 第1号	27.3.13	職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規定の一部を改正する規程	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備をしたもの
第2号	27.3.31	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	行政組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、所要の整備をしたもの

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、平成26年度中に、条例案について意見を求められたものに対し、いずれも、異議のない旨の意見を提出した。

意見提出年月日	議案番号	件名
26.6.5	第60号議案	職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例
	第61号議案	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
26.12.4	第142号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
27.2.19	第168号議案	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
	第30号議案	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）
	第31号議案	特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）
	第32号議案	職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例
	第168号議案	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（教育長に係る部分）

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成26年度中に、次のとおり協議を受け、いずれも同意する旨回答した。

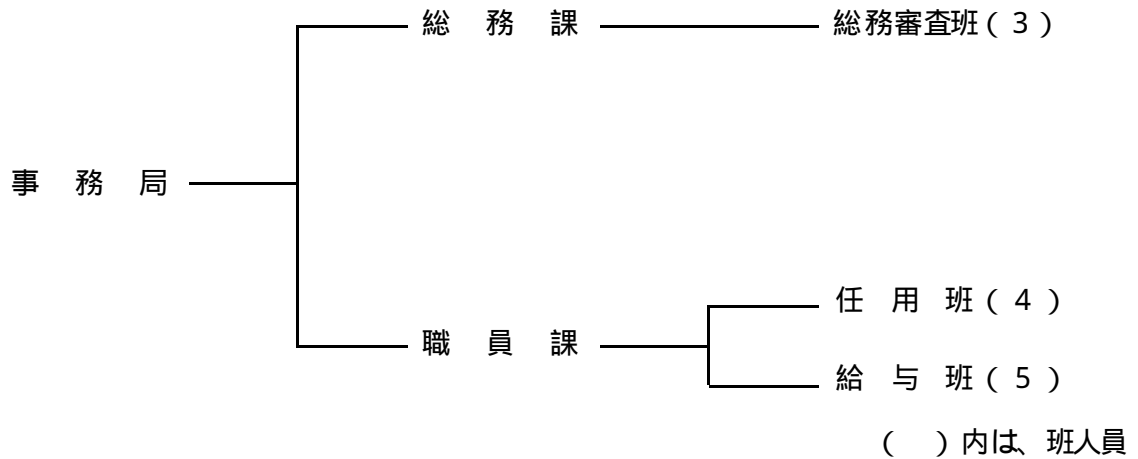
回答年月日	件名	協議者
26.6.12	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
26.12.26	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
27.3.3	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会
27.3.18	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会

2 事務局

(平成27年3月31日現在)

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、2課3班で、次のとおりである。



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は23人であり、現員は17人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	16人	17人

(3) 分掌事務

(総務課) 人事委員会の会議の運営、職員からの不服申立て・措置要求の審査、事務局の人事・予算などの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
総務課	総務審査班	1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰に関する事。 4 事務局職員の安全及び健康に関する事。 5 公印の管守に関する事。 6 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。 7 予算、決算及び会計に関する事。 8 物品の管理に関する事。 9 広報に関する事。 10 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 11 不利益処分についての不服申立てに関する事。 12 職員の苦情の処理に関する事。 13 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 14 職員団体等に関する事。 15 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果に関する事。 17 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7の規定による事務に関する事。 18 他の課の所掌に属しない事。

(職員課) 職員の採用試験、職員の給与等に関する勤告を実施するなどの事務を行っている。

課名	係名	分掌事務
職員課	任用班	1 職員の採用試験・選考に関する事。 2 職員の昇任選考等に関する事。
	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 2 給与等に関する報告及び勤告に関する事。 3 旅費の制度に関する事。 4 服務の基準に関する事。 5 厚生福利制度に関する事。

事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる。

イ 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用及び昇任は、競争試験により、不特定多数の者の中から選抜することが原則であるが、人事委員会が定める職について、人事委員会の承認があった場合には、選考によることができる。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

平成26年度の受験者数は、計1,711人(上級職1,040人、中級職155人、初級職266人、上級職(経験者)250人)となっている。なお、平成27年度から、試験区分が変更になり、上級が行政A(大卒程度)、初級が行政B(高卒程度)に、国家資格・免許が必要な職種の採用試験が資格免許職となっている。

(ア) 平成26年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では、受験者数1,040人に対し、最終合格者数は190人で、競争率は前年度を1.4ポイント下回る5.5倍となった。

このうち、一般事務職では457人が受験し、最終合格者数は54人で、競争率は前年度を3.1ポイント下回る8.5倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の51.2%を8.8ポイント上回り、60.0%となった。

b 中級採用試験

全体では、受験者数155人に対し、最終合格者数は42人で、競争率は前年度を0.6ポイント上回る3.7倍となった。

c 初級採用試験

全体では、受験者数266人に対し、最終合格者数は33人で、競争率は前年度を1.1ポイント上回る8.1倍となった。

このうち、一般事務職では97人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を0.4ポイント下回る9.7倍となった。

d 経験者採用試験（上級）

全体では、受験者数250人に対し、最終合格者数は21人で、競争率は前年度を3.1ポイント下回る11.9倍となった。

このうち、一般事務職では149人が受験し、最終合格者数は6人で、競争率は前年度を、8.0ポイント下回る24.8倍となった。

(イ) 平成26年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	最終合格発表日
上級採用試験	インターネット 26.5.21 ～26.6.4 郵送 26.5.21 ～26.6.4 持参 26.5.21 ～26.6.6	26.6.22	神戸市	26.7.16 ～26.8.26 のうち指定する2日	神戸市	26.9.3
中級採用試験 初級採用試験	インターネット 26.8.6 ～26.9.1 郵送 26.8.6 ～26.9.1 持参 26.8.6 ～26.9.3	26.9.28	神戸市 豊岡市	26.10.27 ～26.10.31 のうち指定する1日	神戸市	26.11.14
経験者採用試験 (上級)	インターネット 26.12.2 ～26.12.22 郵送 26.12.2 ～26.12.22 持参 26.12.2 ～26.12.24	27.1.11	神戸市	27.1.31 ～27.2.1 のうち指定する1日	神戸市	27.2.12

(ウ) 平成26年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級 採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～30歳 (平成27年4月1日現在) ただし、保健師は21歳～30歳、児童福祉司は22歳～34歳、薬剤師は24歳～30歳 イ 21歳(平成27年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成27年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 保健師、栄養士、薬剤師、児童福祉司、環境科学職にあつては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式45題(一部選択解答制) 2時間30分 専門試験 事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 技術系職種(総合土木職を除く) 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接、個別面接及びプレゼンテーション試験 適性検査</p>
中級 採用試験	<p>1 21歳～30歳 (平成27年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 択一式40題 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接及び個別面接 適性検査</p>
初級 採用試験	<p>1 18歳～24歳 (平成27年4月1日現在) ただし、定時制・通信制高校在学中の者(既に高卒以上の学歴を有する者を除く。)に限り、18歳～30歳の者。</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間(休学期間を除く。)が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は 在学したことがある者</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接及び個別面接</p>
経験者 採用試験 (上級)	<p>1 28歳～34歳 (平成27年4月1日現在)</p> <p>2 総合土木職Aにあつては 30歳～34歳(平成27年4月1日現在)</p> <p>3 総合土木職Bにあつては 25歳～29歳(平成27年4月1日現在)</p>	<p>第1次試験 一般常識試験 択一式40題 2時間 論文試験 2題 各900字 2時間 (総合土木職A) エントリーシート 1時間 論文試験 1題 900字 1時間</p> <p>第2次試験 口述試験 個別面接、個別面接及びプレゼンテーション試験 適性検査</p>

(工) 平成26年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職種	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数: B	競争率 (A / B)	採用者数	辞退者数
				受験者数: A	合格者数					
上級	一般事務職	45	769	457	162	133	54	8.5	46	8
	警察事務職	16	124	81	57	46	19	4.3	15	4
	教育事務職	25	186	128	90	85	31	4.1	30	1
	保健師	2	23	17	6	6	2	8.5	2	0
	栄養士	4	86	67	12	11	4	16.8	3	1
	薬剤師	22	61	49	46	41	27	1.8	22	5
	児童福祉司	2	18	15	6	6	2	7.5	2	0
	心理判定員	2	43	24	6	5	2	12.0	1	1
	農学職	3	42	24	9	6	3	8.0	3	0
	林学職	2	16	13	6	6	2	6.5	2	0
	水産職	1	13	8	6	6	1	8.0	1	0
	環境科学職	1	20	11	6	6	1	11.0	1	0
	総合土木職	15	51	27	23	16	11	2.5	8	3
	建築職	6	22	8	8	7	4	2.0	3	1
	機械職	2	13	6	5	5	2	3.0	2	0
	電気職	2	18	6	6	3	2	3.0	2	0
	小中学校事務職	22	140	99	71	66	23	4.3	18	5
	小計	172	1,645	1,040	525	454	190	5.5	161	29
中級	臨床検査技師	17	97	80	63	55	21	3.8	20	1
	診療放射線技師	19	92	75	63	53	21	3.6	19	2
	小計	36	189	155	126	108	42	3.7	39	3
初級	一般事務職	9	118	97	30	28	10	9.7	9	1
	警察事務職	6	68	54	21	20	7	7.7	6	1
	教育事務職	5	53	44	18	17	6	7.3	6	0
	総合土木職	2	7	4	4	4	2	2.0	2	0
	小中学校事務職	7	82	67	24	24	8	8.4	7	1
小計	29	328	266	97	93	33	8.1	30	3	
経験者	一般事務職	5	259	149	18	18	6	24.8	6	0
	教育事務職	4	93	57	13	13	4	14.3	4	0
	総合土木職 A	5	33	22	10	9	4	5.5	3	1
	総合土木職 B	5	20	15	10	9	4	3.8	4	0
	建築職	3	13	7	7	7	3	2.3	3	0
小計	22	418	250	58	56	21	11.9	20	1	
合計	259	2,580	1,711	806	711	286	6.0	250	36	

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(ア) 採用選考実施状況(職級別)

人事委員会が平成26年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(11) 13	0	3	1	5	0	3	1	1	0	(11) 27
教育委員会	(4) 4	0	1	0	7	11	3	0	0	0	(4) 26
警察本部	(1) 1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	(1) 3
病院局	(29) 29	0	0	0	0	0	0	1	0	0	(29) 30
計	(45) 47	0	4	1	13	11	7	2	1	0	(45) 86

b 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
計	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	2	2
病院局	4	4	8
計	4	6	10

d 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	2	11	21	22	4	17	1	4	4	86

()内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。
 病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、10名は平成25年度採用選考試験合格者(平成26年度に免許を取得。医療福祉相談員3名、理学療法士2名、臨床工学技士4名、言語聴覚士1名)

(イ) 平成26年度職員採用選考試験実施状況

実施日	職 種	区分	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
26.6.15	獣医師	上級	人 6	人 26	人 10	人 7	人 3
26.7.12	学芸員(日本文化史)	上級	1	27	1	1	0
	理化学職(法医)	"	1	42	1	0	1
	精神保健福祉相談員	"	2	22	2	2	0
	物理技師	"	1	4	1	1	0
	医療福祉相談員	"	3	34	3	2	1
	理学療法士	中級	10	25	10	7	3
	作業療法士	"	3	6	2	0	2
	言語聴覚士	"	4	19	4	3	1
	臨床工学技士	"	13	52	13	12	1
	視能訓練士	"	3	10	3	3	0
	歯科衛生士	"	2	36	2	2	0
	海技職(知事)	初級	1	5	1	1	0
	海技職(教育委員会)	"	1	1	1	0	1
26.8.6	学芸員(陶芸)	上級	1	1	1	1	0
26.11.20	事務職(身体に障害のある人対象)	初級	5	22	5	4	1
27.2.7	心理判定員	上級	1	24	1	1	0
	理化学職(法医)	"	1	28	1	1	0
	学芸員(現代美術)	"	1	16	1	1	0
	作業療法士	中級	1	2	1	1	0
27.2.27	児童自立支援専門員	上級	2	2	2	2	0
合 計			63	404	66	52	14
うち 上 級			20	226	24	19	5
うち 中 級			36	150	35	28	7
うち 初 級			7	28	7	5	2

(ウ) 技能労務職から行政職への職種転換に係る選考試験

実施日	職 種	受験者数	合格者数	備 考
26.10.12 (第一次試験) 26.11.27 (第二次試験)	教育事務職	人 11	人 1	教育委員会

(エ) 警察官採用選考試験

警察官については、警察本部において県内では2回、県外では中国、四国、九州の10県との共同方式により、採用選考試験を実施した。

a 平成26年度警察官採用選考試験実施状況(県内試験)

実施日	区 分	採 用 予定者数	申 込 者 数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最 終 合 格 者 数	競 争 率	採 用 者 数	辞 退 者 数
26.5.11 26.9.21	A	人 376	人 2,283	人 1,918	人 1,061	人 1,000	人 400	倍 4.8	人 298	人 102
	B	130	1,679	1,452	699	652	217	6.7	174	43
	女性 A	35	358	277	99	94	46	6.0	36	10
	女性 B	25	362	294	94	91	41	7.2	35	6
	情報処理	4	16	12	5	5	3	4.0	3	0
	心理相談	2	46	35	13	7	3	11.7	3	0
	武道 A	8	13	12	9	9	9	1.3	9	0
	武道 B		3	3	2	2	1	3.0	1	0
	合計	580	4,760	4,003	1,982	1,860	720	5.6	559	161

A、Bの採用者数は採用予定者数を含む

b 平成26年度警察官採用選考試験実施状況(県外試験)

区 分	採 用 予定者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最 終 合格者数	採用者数	辞退者数
A	人 30	人 351	人 100	人 58	人 21	人 11	人 10
B	20	404	121	87	34	27	7
計	50	755	221	145	55	38	17

A、Bの採用者数は採用予定者数を含む

(才) 看護職採用選考試験(病院局実施)

実施日	募集数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
26.6.7	500人	303人	257人	1.2倍	240人	17人
26.8.23	300	278	231	1.2	204	27
26.10.18	100	107	68	1.6	63	5
27.1.10	50	78	42	1.9	40	2
合計	-	766	598	1.3	547	51

(3) 職員の昇任

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

行政職3～6級、研究職2～3級、医師・歯科医師職2級、看護職2～4級、警察職2～7級の職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成26年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成26年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(ア) 行政職

(人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	107	70	44	16	1	0	238
教育委員会	42	16	4	0	0	0	62
警察本部	4	1	0	0	0	0	5
監査 議会	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	1	0	0	0	0	0	1
病院局	2	3	0	0	0	0	5
計	9	3	0	0	0	0	12
計	165	93	48	16	1	0	323

(イ) 研究職

(人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	0	3	3
警察本部	3	1	4
計	3	4	7

(ウ) 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
警察本部	0	0	0
病院局	29	20	49
計	29	20	49

(エ) 看護職

(人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	10	4	3	17

(オ) 警察職

(人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	36	21	57

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

京阪神地域や、中国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う業務説明会を実施している。

- a 京阪神地域：平成26年度は延べ20カ所で開催し、686人が参加した。
- b 京阪神地域以外：平成26年度は延べ2カ所で開催し、55人が参加した。

(イ) 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学、現場見学を行うガイダンスを実施している。

対象	実施日	参加人数
上級採用試験受験者対象	26.11.25	249人
	26.11.26	
中級・初級採用試験受験者対象	26.8.1	139人

(ウ) 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回	514人
	大阪市内4回	
公務員予備校での説明会	神戸市内2回	199人
	大阪市内3回	

(エ) 大学でのリレー講座

大学に3名程度の職員が出向き、求める人材や事務・技術各職種の職務内容や経験談について詳細な説明を行うリレー講座を26年度より試行的に実施している。2校延べ3回実施し、29人が参加した。

(オ) 大学でのキャリア講座

大学の1～2年生対象キャリアデザイン等の講義に職員が出向き、県職員という職業を紹介する講座を26年度より試行的に実施している。1校で実施し、1回生約260人が参加した。

イ 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

- ・知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成26年度は約12.7万件のアクセスがあった。
- ・行政A(大卒程度)、資格免許職、行政B(高卒程度)、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成26年度はこれによる申込者が1,769人で、申込者数全体の67.7%を占めた。

ウ メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。平成26年度は11回の配信を行い、発行部数は約38,300部である。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるように必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、平成26年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経験 年数	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職	8,105	43.8	22.1	66.7	7.8	25.4	0.1	65.1	34.9
研究職	217	45.3	22.2	100.0				88.9	11.1
医師・歯科医師職	37	46.3	19.2	100.0				64.9	35.1
看護職	4	53.3	34.5		50.0	50.0		25.0	75.0
警察職	11,332	38.5	17.4	51.6	4.8	43.6		93.4	6.6
高等学校教育職	8,269	44.5	21.7	95.3	3.4	1.3		62.8	37.2
中・小学校教育職	23,560	41.9	19.2	93.4	6.6			47.6	52.4
全給料表	51,524	41.9	19.7	80.3	5.9	13.8	0.0	63.1	36.9

(注) この表に示す人員の他、任期付研究員が2名、一般任期付職員が4名いる。(イ)において同じ。

(イ) 給料表別平均給与額

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内 訳						
		給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行政職	円 411,321	円 339,430	円 10,905	円 30,787	円 3,803	円 15,758	円 8,070	円 2,568
研究職	470,908	387,616	13,048	32,630	5,449	19,188	10,088	2,889
医師・歯科医師職	910,676	472,751	9,581	84,313	3,689	14,991	79,751	245,600
看護職	437,294	370,816	1,625	38,234	7,000	15,620	0	4,000
警察職	392,687	320,566	13,823	31,210	4,105	15,203	1,128	6,652
高等学校教育職	461,143	(18,127) 386,014	9,787	31,680	4,857	10,994	2,441	15,343
中・小学校教育職	423,486	(13,927) 359,194	7,082	29,852	5,161	7,955	4,454	9,788
計	421,399	(9,277) 352,102	9,626	30,643	4,667	11,318	4,049	8,994

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成26年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象 平成26年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,977事業所
- (ウ) 対象職種 76職種(行政職相当職種22職種、その他の職種54職種)
- (エ) 調査人員 初任給関係1,253人(行政職に相当する調査実人員1,136人)、初任給関係以外の調査職種18,785人(行政職に相当する調査実人員16,847人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は145,460人であり、行政職に相当するものは116,570人である。)
- (オ) 抽出方法
 - ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、459事業所を無作為に抽出した。
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	17
製造業	183
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	51
卸売業、小売業	29
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	20
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	84
計	384

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A) - (B)
支店長	54歳	771,752円	94円	771,657円
工場長	53歳	684,540円	0円	684,540円
事務部長	51歳	703,587円	1,285円	702,302円
技術部長	52歳	692,013円	1,066円	690,947円
事務部次長	50歳	589,530円	8,166円	581,364円
技術部次長	50歳	673,832円	4,272円	669,560円
事務課長	47歳	541,120円	5,116円	536,004円
技術課長	46歳	581,432円	7,951円	573,481円
事務課長代理	45歳	475,204円	49,288円	425,915円
技術課長代理	42歳	491,755円	37,072円	454,683円
事務係長	43歳	406,618円	53,604円	353,014円
技術係長	44歳	469,161円	78,876円	390,285円
事務主任	39歳	384,016円	50,591円	333,425円
技術主任	38歳	465,712円	103,797円	361,916円
事務係員	37歳	330,821円	42,746円	288,076円
技術係員	41歳	380,785円	66,211円	314,574円

(ウ) 学歴別初任給(事務・技術関係職種)

学歴	初任給月額
大学卒	198,947円
短大卒	176,362円
高校卒	160,103円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,405円
配偶者と子1人	19,724円
配偶者と子2人	25,005円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月24日、議会及び知事に、職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとられるよう勧告した。

概要は「平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について」(29ページ～31ページ)のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
給料表	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の俸給表に準じて引上げ (若年層に重点を置いて改定、高齢層は改定なし。初任給は2,000円引上げ) 平成26年4月1日から実施 	・勧告どおり
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 年間支給月数の引上げを行う。 (現行3.95月 4.10月) 平成26年4月1日から実施 	・勧告どおり
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> 医師に対する初任給調整手当の限度額の引上げを行う 平成26年4月1日から実施 	・勧告どおり
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の例により支給地域を改定 平成27年4月1日から実施 	・勧告どおり
通勤手当	<ol style="list-style-type: none"> 交通用具使用者にかかる通勤手当 <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員の改定を基準とし、職員の通勤実態を考慮して手当額を改定 平成26年4月1日から実施 高速自動車国道等の利用に係る特別料金等 <ul style="list-style-type: none"> 職員の通勤実態及び他の都道府県の状況を考慮して、支給要件の緩和する必要がある 平成27年4月1日から実施 	<ol style="list-style-type: none"> 交通用具使用者の手当月額を引き上げ 実施時期については勧告どおり 高速自動車国道等の利用に係る特別料金等の加算措置について、支給要件である通勤事情の改善のうち、通勤時間の30分短縮要件を廃止 実施時期については勧告どおり
給与制度の総合的見直し	給料表、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当について、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、平成27年4月1日より所要の措置を講じる。	・勧告どおり

平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について

給与勧告のポイント

- 1 月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ
 ~ 月例給は6年ぶり、期末・勤勉手当は7年ぶりの引上げ~
 給与抑制措置前の公民較差〔1,202円(0.29%)〕を解消するため、給料表の水準を引き上げ
 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.15月分)
- 2 平成27年4月1日より、給与制度の総合的見直しを実施

本委員会は、職員の給与等について以下のとおり報告をし、併せて給与の改定について所要の措置をとられるよう勧告した。

1 公民較差(行政職)

本県において給与抑制措置が講じられていることにより、職員給与が民間従業員給与を13,721円(3.46%)下回っている。給与抑制措置前の比較では、職員給与は民間従業員給与を1,202円(0.29%)下回っている。

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差 (A) - (B)	備考
410,650円	409,448円	1,202円(0.29%)	給与抑制措置前
	396,929円	13,721円(3.46%)	給与抑制措置後

2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差〔1,202円(0.29%)〕を基本とする。

(1) 月例給

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ(改定率平均0.3%)

- ・若年層に重点を置いて改定、高齢層は改定なし
- ・初任給は2,000円引上げ。

(2) 期末・勤勉手当

年間支給月数の引上げ：現行3.95月分 4.10月分(勤勉手当を+0.15月)

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.75月 (現行0.675月)	0.75月 (現行0.675月)	1.50月 (現行1.35月)
計	1.975月 (現行1.90月)	2.125月 (現行2.05月)	4.10月 (現行3.95月)

(3) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の手当月額限度額の引上げ

(4) 寒冷地手当

国家公務員の例により、支給地域を改定

改定に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る手当額については、所要の経過措置を講じる。

(5) 通勤手当

- ア 交通用具使用者に係る通勤手当
国家公務員の改定を基準とし、職員の通勤実態を考慮して手当額を改定
- イ 高速自動車国道等の利用に係る特別料金等
職員の通勤実態及び他の都道府県の状況を考慮して、支給要件を緩和する必要がある。

(6) 改定の実施時期

平成 26 年 4 月 1 日より実施。ただし、2 (4) 及び (5) イについては、平成 27 年 4 月 1 日より実施。

〔参考〕 職員 1 人当たりの改定状況

(行政職：平均年齢 44.0 歳、平均経験年数 22.3 年)

	月 例 給 与	期 末・ 勤 勉 手 当	年 間 給 与	年 間 給 与 の 増 減
改 定 前	396,929 円	3.95 月	6,358,000 円	78,000 円
改 定 後	397,980 円	4.10 月	6,436,000 円	(1.23%)

3 給与制度の総合的見直し

人事院が勧告等を行った給与制度の総合的見直しは、地域間給与配分の見直しや世代間給与配分の見直し等を目的として措置されるものであり、本県においても、均衡の原則を基本に、国及び他の都道府県の状況等を考慮し、所要の措置を講じる必要がある。

(1) 給料表

- ・ 国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して給料表水準を平均 2 % 引下げ (医師・歯科医師職給料表は据置き)
- ・ 若年層 (2 級及び 3 級の一部) の号給は引下げなし。4 級以上の級の高位号給は最大 4 % 程度引下げ
- ・ 号給数については、国家公務員の改定後の俸給表を考慮し、本県の在職者の実態を踏まえ、設定する必要がある。
- ・ 国における所要の経過措置等と同様の措置を講じる必要がある。

(2) 地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、適切な措置を講じる必要がある。

(3) 単身赴任手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間における支給状況を考慮して改定を行う必要がある。

(4) 管理職員特別勤務手当

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、管理監督職員がやむを得ず平日の午前 0 時以降の深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当について、国家公務員の例により改定

4 人事行政における諸課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底と適正な退職管理

平成 26 年 5 月に公布された地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入等や適正な退職管理について、各任命権者において取組を進める必要があり、本委員会としても改正法に定める役割を適切に果たせるよう準備を進めていく。

(2) 人材の確保

多様で意欲ある人材が確保できるよう、経験者採用試験の見直しについて検討を進めていくとともに、採用試験の区分の見直しなど受験者の増加に繋がる採用試験の見直しについて検討を進めていく。

(3) 女性の登用の拡大と両立支援の推進

女性職員の登用拡大に向け、女性職員の能力が十分発揮できるよう、仕事と子育て・介護等の両立支援に関する取組や、職員の意識改革を一層推進していく必要がある。

(4) 高齢期の雇用

ア 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続に関する制度の整備について、各任命権者とともに再任用職員の配置、勤務形態等の運用状況や問題点等の把握に努め、高齢期の職員がその能力と経験を有効に発揮できるよう、引き続き検討を進めていく。

イ 再任用職員の給与

再任用職員に対する単身赴任手当については、大半の民間事業所において支給されている状況を踏まえ、本県においても支給する必要がある。

再任用職員の給与水準については、人事院の検討の動向を注視し、民間企業の給与水準を参考に検討を進める必要がある。

5 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康や公務能率の向上、仕事と生活の両立を図る観点から、従来からの取組に加えて、新しい視点からの縮減方策を検討し、実効性の上がる取組を図っていく必要がある。教職員については、「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づき、実効性の上がる取組を着実に推進していくことが重要である。

また、年次休暇の取得促進に関しては、計画的な休暇取得や休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。

(2) 職員の健康管理

心の健康対策については、気づき支援と早期対応、相談しやすい体制づくり、療養中・復帰後のフォロー強化の3つを柱に、きめ細かく対応することが重要であり、管理監督職は、日頃から職員の心身の状況を的確に把握し、職員がいきいきと働ける職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。

また、東日本大震災の被災地支援をはじめ、災害対応に従事している職員については、過度のストレスが懸念されることから、心身の健康管理に留意していく必要がある。

6 おわりに

昨年度行われた第2次行革プランの総点検においては、行革審議会や県議会行革特別委員会等から、職員の士気高揚や有為の人材確保などの観点から、給与抑制措置の見直しを求める意見が出され、第3次行革プランにおいては、本県の財政状況、国の中期財政計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、段階的に給与抑制措置の縮小を図ることとされた。

平成20年から実施されてきた給与抑制措置は、職員の士気等に大きな影響を与えるものであり、本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく適正な給与水準が早期に確保されるよう、関係者が最善の努力を尽くされ、同プランに基づく段階的縮小が着実に実施されることを要請するものである。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

区 分	平成25年度末 (26.3.31) 係属件数	平成26年度		平成26年度末 (27.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	2	0	2	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	2	0	2	0

ウ 平成26年度の終結事案の概要

平成25年(措)第2号

申立年月日	平成25年7月30日
事案の概要	県立定時制高等学校の教諭2名が、教育公務員特例法に基づく課業期間中の自宅での職専免研修の申請を校長が受理せず、不承認としたことに対し、当該研修を承認しないものとした県教委教職員課長名の通知が違法であることを認め、これを撤回すること、校長は、研修場所を「自宅」とする研修承認申請を受理すること、など計8項目を要求したものの。
終結年月日	平成26年11月5日
理 由	のみ認容。それ以外は却下又は棄却

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件が3件、新規申立てが4件で、うち2件は処理が終了したが、5件が平成27年度へ繰越しとなった。

区 分		平成25年度末 (26.3.31) 係属件数	平成26年度		平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成26年度 口頭審理 開催回数
			申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	1			1	
	休 職					
	降 任		1		1	
	降 給					
懲 戒 処 分	免 職					
	停 職					
	減 給	1		1		
	戒 告					
そ の 他		1	3	1	3	1
計		3	4	2	5	1

ウ 平成26年度の終結事案の概要

(ア) 平成25年(不)第2号

申立年月日	平成25年8月19日
事案の概要	休職更新に必要な手続を怠り、復職命令が行われた結果、平成25年4月9日から5月16日までの25日間を欠勤したとして、懲戒処分(減給)となったことについて、復職命令の取消し又は延期、懲戒処分の取消し又は軽減などを求めたもの。
終結年月日	平成27年3月2日
理 由	却下 処分承認

(イ) 平成26年(不)第1号

申立年月日	平成26年4月9日
事案の概要	指導力向上を要する教員に係る研修命令を受けたことについて、その取り消しを求めたもの。
終結年月日	平成26年9月18日
理 由	却下

(3) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手続及び効果に関する規則(昭和35年人事委員会規則第16号)第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとされている。

イ 平成26年度の処理状況

人事委員会に報告のあった平成26年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が2件、懲戒処分が46件であった。

区分	処分者	知 事		教育委員会		警察本部長		その他		計	
		25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
分限処分	免 職									0	0
	休 職	1		1		2				4	0
	降 任		2							0	2
	降 給									0	0
	計	1	2	1	0	2	0	0	0	4	2
懲戒処分	免 職	1		2	3	2				5	3
	停 職	1	2	5	6	3	6			9	14
	減 給	3	1	24	8	2	7			29	16
	戒 告	2		6	7	1	6			9	13
	計	7	3	37	24	8	19			52	46
合 計	8	5	38	24	10	19	0	0	56	48	

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

法第52条第1項により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年兵庫県条例第43号）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については当人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。

職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（平成27年3月31日現在）

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単位団体	有	無
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4				
兵庫県教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4				
兵庫県学校事務労働組合	昭56.4.23				
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20				
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23				
加印教職員組合	平2.2.8				
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12				
但馬教職員組合	平2.3.12				
兵庫教職員組合	平2.3.12				
丹有教職員組合	平2.5.10				
淡路教職員組合	平2.7.2				
北播教職員組合	平2.7.2				
全教兵庫教職員組合	平25.1.16				

イ 変更登録の状況

職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成26年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内 訳			
		規 約	登 録 事 項		
			名 称	所 在 地	役 員
14	13	1	0	0	12

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、平成26年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

（平成27年3月31日現在）

機 関		職
議 会 事 務 局		1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（秘書又は人事労務を担当する者に限る。） 2 総務課の秘書班長及び総務班長
知 事 部 局	本 庁	1 防災監 会計管理者 理事 知事公室長 部長 福祉監 観光監 局長 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（人事労務を担当する者に限る。） 研究参事 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課及び産業労働部政策労働局産業政策課の各総務調整班長 会計課の総務・企画班長 3 秘書課の班長及び主幹 4 財政課の班長及び主幹 5 税務課の管理班長 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任 7 職員課の班長、主幹、主査及び主任（いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の班長及び主幹（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産課の船長
	兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
	兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐
	県立男女共同参画センター	所長 副所長

県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 総務室長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 次長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 消費生活創造センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務課長 総務防災課長
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 主幹 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 室長 所長補佐 健康づくり課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
兵庫県立大学附属高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
兵庫県立大学附属中学校	校長 副校長 教頭 事務長
広域防災センター	1 センター長 部長 管理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康生活科学研究所	所長 副研究所長 センター長 副センター長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	所長 調整参事 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長 所長補佐
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 所長補佐

	県立農林水産技術総合センター	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長 2 農業大学の校長及び副校長 3 技術センターの所長、部長、部次長、病虫害防除所長、但馬水産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及び但馬水産技術センター研究主幹
	家畜保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 安全対策課長
	森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長
	県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長
教育委員会	事務局 本庁	1 教育長 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長(行政職7級の者に限る。) 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主幹(人事労務を担当するものに限る。) 2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査(秘書又は人事労務を担当するものに限る。)及び人事班の主任 3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長 4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
	教育事務所	所長 教育振興室長 副所長 所長補佐 総務課長 教職員課長 教育振興課長 主任管理主事 管理主事
	県立学校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
	県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
	県立南但馬自然学校	校長 副校長 総務課長
	県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長
	県立教育研修所	所長 部長 参事(教育委員会が人事委員会と協議して定めるものに限る。) 総務課長
	県立美術館	館長 副館長 館長補佐 総務課長
	県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長
	県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長
	県立考古博物館	館長 副館長 部長 館長補佐 総務課長
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	局長 次長 課長 参事 副課長 班長 主幹 主査
	監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 班長 主幹
	労働委員会事務局	1 局長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務調整班長
	収用委員会事務局	局長 班長
	瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号)第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

平成27年3月31日現在、県の事業場は357事業場であり、次表のとおり、人事委員会の所管が319事業場、労働局・労働基準監督署の所管が38事業場となっている。

(平成27年3月31日現在)

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [319]	第12号(教育・研究) [189]	知事 [16]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 県立大学附属高等学校 県立大学附属中学校 広域防災センター 県立健康生活科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委 [172]	県立学校(162) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察 [1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署 [130]	知事 [58]	本庁(職員健康管理センターを含む。) 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター-県民局(事務所及び消費生活センターを除く。)(7) 県民センター(事務所及び中播磨消費生活創造センターを除く。)(3)但馬長寿の郷 県税事務所(11) 中播磨消費生活創造センター 消費生活センター(5) 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 こども家庭センター(5) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)	
		教委 [7]	事務局本庁 教育事務所[6]	
		警察 [57]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(48)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局[2]	
	基準労働監督署 労働 [38]	第3号(土木・建設) [15]	知事 [15]	土木事務所[13] 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		第13号(保健衛生) [23]	知事 [15]	健康福祉事務所[13] 中央こども家庭センター-保護第1課・保護第2課 県立明石学園
			教委 [8]	特別支援学校寄宿舎[8]

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成26年度に行った主な許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

(ア) 解雇予告除外認定	1 件
(イ) 時間外労働・休日労働に関する協定届	35 件
(ウ) 宿日直勤務許可	6 件
(エ) 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	6 件
(オ) 機械等の設置届	1 件